

令和5年度

第2回松本市有償運送運営協議会

松本市有償運送運営協議会事務局

令和5年度第2回松本市有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和5年11月9日(木)

午後1時30分から3時

会 場 松本市役所本庁舎3階 大会議室

次 第	<ol style="list-style-type: none">1 開 会2 会長あいさつ3 会議事項<ol style="list-style-type: none">(1) 協議事項<ol style="list-style-type: none">ア 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の新規登録の申請についてイ 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録の申請について(2) 報告事項<ol style="list-style-type: none">ア 令和5年度第1回松本市有償運送運営協議会の指摘・確認事項についてイ 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書についてウ 道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録報告について4 その他5 閉 会
13:30	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 会長あいさつ 《事務局》 委員 13 名中 12 名出席(百瀬委員:欠席、県交通政策課:代理主席、市障がい福祉課:代理出席) 松本市有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき会議成立3 会議事項 《会長》 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の新規登録の申請について、事務局から概要の説明、その後、法人から説明をお願いします。 《事務局》 事務局説明 《法人代表》 法人説明 《会長》 質疑応答ありますか。 《委員》 福祉のふくちゃんから移行される中で、今まで中信社会福祉協会でも同じような業

務をされてきたかと思いますが、今回、福祉のふくちゃんで使用していた車両はそのまま使われるのでしょうか。それとも、今までのものは無くなり、新規の車両という形で登録がされるのでしょうか。

また人員について、運転手の方も福祉のふくちゃんにいた方が、そのまま継続して業務にあたっていただくのでしょうか。

《法人代表》

福祉のふくちゃんにいる人員につきましては、今、運転手の方々が福祉のふくちゃんとして関わっており、その方々は、福祉のふくちゃんが解散した後に、あらためて登録をしていきますので、今回は入っておりません。

車両につきましても、現段階で入っていません。福祉のふくちゃんの持ち物になりますので、中信社会福祉協会の資産というわけにいかないのです、最終的に法人を解散し、資産の整理をした段階で中信社会福祉協会の資産となる場合に使用していきます。

《委員》

福祉のふくちゃんには、有償運送事業以外にも事業はありますか。

《法人代表》

有償運送以外には福祉サービスで行う移動支援のサービスもあります。また、公共交通に関する福祉人材を教育するような場ですとか、福祉のふくちゃんで行う施設の通常送迎も担っています。最近、小さいお子さんが通園バスで取り残される事故がありました。業務委託でやっていると、責任の所在が曖昧になってしまうので、そのような大きな事故が起きたら責任問題になる。利用者を預かる側として責任を持つため、業務委託でなく中信社会福祉協会として直営で送迎事業を行っていきます。福祉有償運送に関しては、事前に協議会にかけると必要があると伺ったため、申請をさせていただきました。

《委員》

メディアでも交通の問題、ラストワンマイル、タクシー事業者が集まらなくて、それを改善するために運賃を上げて、人材の確保に動いているところです。自家用有償運送についても人材確保に苦労されている中で、サービスが途絶えてしまうことがないか気がかりであるため、利用者が困らないよう切れ目のないようにしてほしい。

《委員》

運営の担い手というところで、県としてはこの自家用有償旅客運送という制度の活用をさらに広げていき、いわゆる交通弱者の方々の移動の足を確保していきたいというところで、取り組んでいます。引き続き、切れ目なくサービスが提供されるようご尽力いただきたい。

《会長》

それでは、ここで更新の審議に移ります。

※ 法人退席

《会長》

「社会福祉法人社会福祉協会」の新規登録について了承される方の挙手をお願いします。

※ 全員挙手

《会長》

「社会福祉法人中信社会福祉協会」の新規登録の申請について承認とさせていただきます。

《会長》

引き続きまして、「特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ」の更新登録の申請について、事務局から概要の説明、その後、法人から説明をお願いします。

《事務局》

事務局説明

《法人代表》

法人説明

《会長》

質疑応答ありますか。

《委員》

法人の所在地が安曇となっていますが、登録されている方っていうのは、和田であったり、新村、波田の方が多いのかなと思いますが、安曇に近い方の登録はないのか。また、運送の対価について、変更なしでよろしいですか。

《法人代表》

安曇の住所については、定款上、理事長の自宅住所である安曇になっておりますが、事業所自体は新村に住所を持っています。運送の対価も現状のままとします。

《委員》

現状の取り組みについて変更なしとのことですが、他自治体の協議会でもそうですが、事業を始めた頃から運送の対価を変えていない事業所が多くいます。サービスが無くなってしまうのが一番困ってしまいますので、人件費や燃料費の高騰もあり、今の対価で見合わなくなってきたら、ぜひ見直しをしてほしいと思います。

《委員》

ローカル・コミュニティで事業を行っている中で、利用者さんから感謝の声があったと伺いました。こういった協議会の場でないと、なかなか利用者の方の生の声を聞くこ

とができません。こうして欲しいなどのご要望があれば、ぜひお伺いしたいです。

《会長》

それでは、ここで更新の審議に移ります。

※ 法人退出

《会長》

特定非営利活動法人ローカル・コミュニティの更新申請について了承される方は挙手をお願いします。

※ 全員挙手

《会長》

特定非営利活動法人ローカル・コミュニティの更新申請については承認とさせていただきます。

《会長》

次に報告事項に移ります。

ア. 令和5年度第1回松本市有償運送運営協議会における指摘・確認事項について事務局から説明をお願いします。

《事務局》

事務局説明

《会長》

質疑応答ありますか。

《会長》

イ. 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書について事務局から説明をお願いします。

《事務局》

イについて説明

《会長》

質疑応答ありますか。

《会長》

ウ. 道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録報告について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

ウについて説明

《会長》

質疑応答ありますか。

4 その他

《会長》

全体を通して、何か課題や取り組み等ございましたらお願いします。

《委員》

現在、国交省の方で、ラストワンマイルモビリティに係る制度運用の改善策ということで、自家用有償を取り組んでおられるものに関して、変更を検討中で、年度内には変わるのではないかとされています。協議会を開催し委員を集めるのは、だいたい新規や更新の協議の時であるが、更新登録の際、重大な事故がない場合は3年に一度、結構な量の申請書類をご準備いただいているところですが、一定の安全性が担保されている事故がない3年更新の事業所に関しては、協議資料を簡素化したり、更新の手続きを集まって協議するのではなく、一定期間に意見を募集して、異議がなければ協議が調ったものとみなす形でも良いのか検討をしているところです。

また、運送の対価をタクシーの上限運賃の2分の1を目安にこれまで示していますが、どうしても2分の1に引っ張られてしまう。あくまで目安であり、2分の1を超えてしまっても、それが実費であれば仕方ないです。現在の目安よりも少し高めに設定できるように来年に向けて検討しています。

《委員》

公共交通活性化協議会というものを令和3年から複数回重ねており、地域の公共交通の在り方を見直して、持続可能な公共交通を作り上げていけるよう動いている最中です。松本の地域別部会が開催され、事業者、自治体、利用者のみならず、ご意見をいただき、計画の策定を進めています。

計画を策定して終わりではなく、来年度以降に随時見直しを行い、より良いものにできるようにしていきます。自家用有償旅客運送の整備については、なかなか事業者のご尽力だけでは手が届かない部分を、県としてこの制度を有効活用していきたいと考えています。

《会長》

その他、ご意見等なければ、これで議事を終了します。

《勝家課長》

ありがとうございました。本日のご意見等を受けて、事業者には指導していきたいと思えます。

15:00

5 閉会